

平塚市まちづくり条例施行に伴う

建築確認申請に係る届出のお知らせ

～ 平成20年7月1日から、

住宅等で3階以上又は高さ10m以上の建築確認申請の際は、

届出が必要になります～

平塚市まちづくり条例【第5章 協議・調整のまちづくり】

- ◎ まちづくり条例では第1種開発事業から第4種開発事業まで、開発事業の対象を4つの種別に分け、それぞれの種別について手続きの方法を定めました。（協議先は開発指導課になります。）
- ◎ 第1種開発事業から第4種開発事業に該当しないもので、**3階以上又は高さ10m以上の建築物は、建築確認申請を行う前に、「建築確認申請に係る届出書」の提出が定められました。**（まちづくり条例第47条に規定。）（届出先は建築指導課になります。）

●具体的には

- ① 一戸建ての住宅
- ② 一戸建ての住宅の附属建築物
- ③ 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類するものを兼ねるもの
- ④ 2戸長屋

などの第1種開発事業から第4種開発事業に該当しないもので、3階以上又は高さ10m以上の建築物が「建築確認申請に係る届出書」の対象になります。

●「建築確認申請に係る届出書」に

- ① 案内図
- ② 配置図
- ③ 近隣報告書（裏面参照）

を添付して提出してください。

なお、届出の様式は、建築指導課のホームページからダウンロードできます。

■お問い合わせ

○届出に関する事項

平塚市まちづくり政策部建築指導課

TEL：0463-23-1111（代表）2607、2608（内線）

FAX：0463-21-9769

ホームページ：<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/kenshi.html>

○条例に関する事項

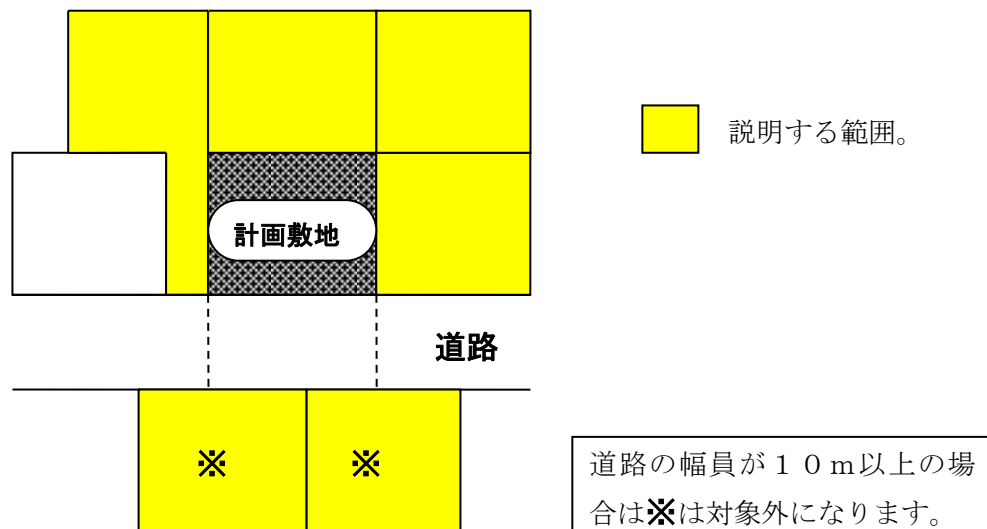
平塚市まちづくり政策部開発指導課 TEL2432・2433（内線）

近隣報告書

- 近隣の方々に事業計画の概要を周知していただき、その内容を報告してください。

- 土地及び建物の所有者（お住まいの方が所有者と異なる場合は住民、マンションの場合は管理人又は管理組合）の方へ周知してください。

- 説明していただく近隣の方々の範囲は、平塚市まちづくり条例施行規則第6条に規定する周辺住民又は、次の範囲としてください。



- 前面道路の幅員が10mに満たない場合は、道路の反対側の敷地（※）も道路がないものとみなして範囲に含まれます。
- 申請敷地と交点で接する敷地も範囲に含まれます。
- 敷地や建物の方位に係らず、隣接地（幅員10m未満の道路の場合は道路の反対側の敷地を含む。）が範囲に含まれます。

- 近隣報告書の様式は、建築指導課のホームページからダウンロードできます。